

**鳥取県選挙管理委員会告示第7号**

江府町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
吉原活性化施設	日野郡江府町大字吉原893
美用地区都市農村交流促進施設	日野郡江府町大字美用1171
柿原ふれあい会館	日野郡江府町大字柿原404
小原体験交流施設	日野郡江府町大字美用2616
宮市原公民館	日野郡江府町大字宮市1021-3